

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立男女共同参画センターの使用の制限	
根拠条例等・条項	堺市立男女共同参画センター条例第3条 堺市立男女共同参画センター条例施行規則第5条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない ○堺市立男女共同参画センター条例 （使用の許可） 第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。 3 市長は、センターの使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。 ○堺市立男女共同参画センター条例施行規則 （使用の制限） 第5条 市長は、条例第3条第2項各号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可せず、又は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限することがある。 (1) 専ら男女共同参画の推進に関する活動以外の目的のために使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、市長が不適當であると認めるとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	